

V 主要推進プロジェクト

主要推進プロジェクトは、墨田区の将来都市像を実現するための具体的な整備計画や事業（プロジェクト）です。そのため、マスタープランに示す複数の項目を包含する内容となっています。

1 拠点市街地関連

（１）錦糸町・両国駅周辺地区

商業・業務施設や文化施設などの様々な都市機能を維持しつつ、公共施設や民間施設の整備等の際、地域ニーズに応じた都市機能の導入など地域貢献に資するよう誘導します。あわせて、河川との連続性に配慮した広場の整備や、地域の歴史文化を活かした案内や誘導など地域の魅力向上に努めます。

また、東京スカイツリー®周辺や吾妻橋周辺の拠点とのつながりを強化するため、歩行者空間の拡充と商業施設等の誘導、景観整備に取り組み、回遊性向上を図ります。

（２）押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区

「都市文化を楽しむまち」「安全安心で災害に強いまち」「地球にやさしい水と緑のまち」「人にやさしい移動しやすいまち」をテーマに、鉄道高架化による南北市街地の一体となった魅力あふれる拠点の形成を図るとともに、長く培われてきた下町文化と、東京スカイツリー®によりもたらされる先進機能とを融合させ、安全安心で環境にやさしい観光拠点として国際都市東京の一翼を担う「下町文化創成拠点」の形成をめざします。

（３）曳舟駅周辺地区

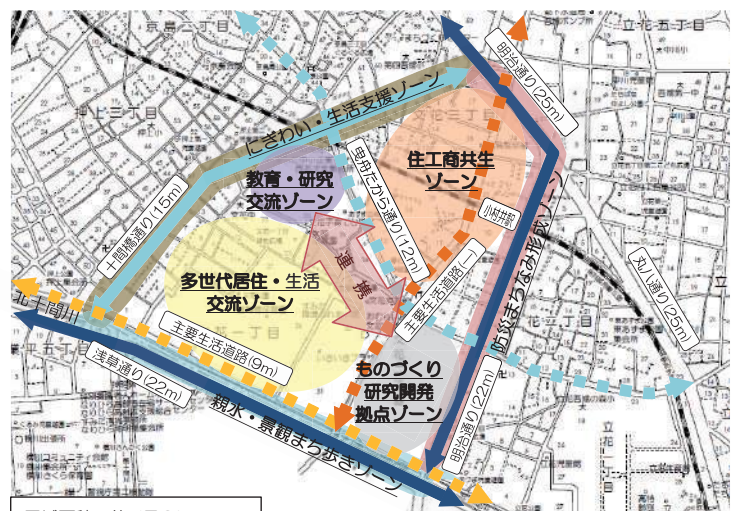
駅周辺における市街地再開発事業等の面整備により商業・業務、居住など多様な都市機能の集積を図るとともに、道路等の都市基盤の整備を進めます。また、東武曳舟駅周辺と京成曳舟駅周辺との都市機能や空間のつながりを強化し、広域拠点にふさわしいにぎわいと交流の場づくりを進め、魅力ある複合市街地を形成します。

また、職住が近接する下町らしい市街地特性を踏まえ、職と住の共存する安全で利便性の高い、個性豊かなまちづくりを誘導します。

（４）文花地区

大学や研究施設の整備、都営住宅の建替え等を契機に、地域の暮らしと教育・文化・産業が調和するまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。また、教育・研究・開発機能の集積・相互連携により、地域のものづくり機運の醸成とともに、住宅や商業等機能更新など地域の活力向上を図ります。加えて、安全・安心で快適な生活環境を形成するまちづくりを推進します。

■文花地区のゾーン別まちづくり方針イメージ



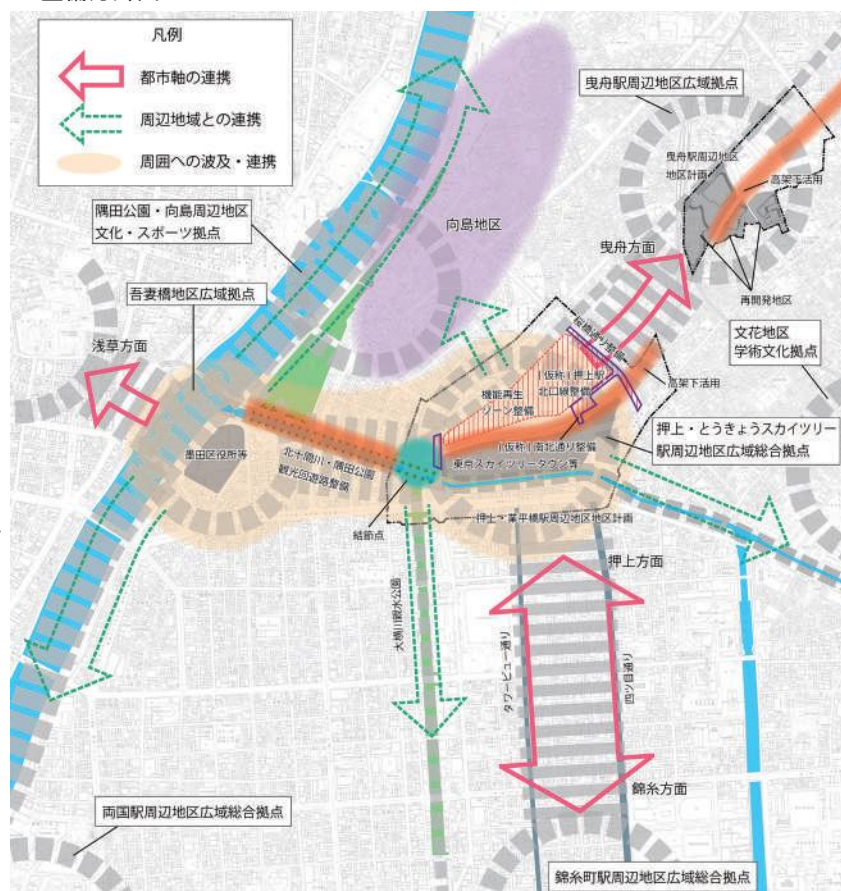
区域面積：約 47.8ha

凡 例	種 類	計画幅員
	都市計画道路	幹線道路
		22m、25m
		地区幹線道路
		15m
	都市計画道路	12m
	以外の道路	9m
		主要生活道路
		—（現況幅員 15m）

(5) 拠点間連携の取り組み

すみだ中央部エリアにおいて、押上・とうきょうスカイツリー駅周辺や吾妻橋周辺など多くの人々が集う拠点地区の個性や多様な都市機能を育成しつつ、北十間川沿いや浅草通りなど、拠点間を連携・回遊する快適な歩行者ネットワークをつくり、地域の活力やにぎわいの創出を図ります。また、曳舟駅周辺の広域拠点や文花地区の学術文化拠点とのつながりを強化しつつ、周囲の歴史文化、産業など多様な地域資産をつなぎ、住む人、働く人、訪れる人がまちを楽しみ交流できる回遊性の高いまちづくりを進めます。さらに、北部の向島地区や南部の両国駅周辺など南北方向のつながりに広げていき、すみだ固有の歴史・伝統文化と先進の都市機能・空間が融和した、すみだらしい魅力と価値を創出します。

■整備方針図



2 密集市街地関連

(1) 鐘ヶ淵周辺地区

防災拠点への避難路となる鐘ヶ淵通り（補助 120 号線）などの都市基盤の整備、東武伊勢崎線の立体交差化、防災拠点と一体化した不燃空間の確保等により、安心・安全なまちづくりを実現していきます。また、それらの整備にあわせて駅周辺の土地の高度利用の誘導や駅関連施設の整備及び質の高い住宅、商業・サービス機能の整備を行い、生活拠点の形成をめざします。

(2) 京島地区

地区のまちづくり協議会により合意されたまちづくりの目標「京島にふさわしい良好な居住環境のまち」「住商工が一体化した職住近接のまち」「地震・火災に強い安全なまち」「人口の定着を図るべく活気あるまち」の達成に向け住民と協働により、事業の進捗や社会情勢の変化を踏まえ、柔軟にまちづくりを進めます。

(3) 北部中央地区

下町らしい路地空間や住商工共存のまちなみを継承しつつ、生活道路や緑地・広場の整備、木造建築物の建替え等による不燃化・耐震化の促進を図るなど、まちの魅力やコミュニティを維持しながら市街地の防災性の向上を図ります。また、曳舟駅周辺の市街地開発・都市機能集積や京島地区の市街地整備とのつながりを意識した歩行空間の整備や身近な交流拠点の形成を進めるなど、利便性が高く安全で快適な魅力ある市街地形成をめざします。

(4) 不燃化・耐震化の促進

まちなかに残された路地空間等の下町らしさをまちの魅力として受け継ぎながら、より効果的な不燃化・耐震化の促進に係る事業と協働のまちづくりの推進により、改修や改善も含めた市街地の総合的な防災性能の向上を図ります。

3 都市施設関連

(1) 都市計画道路等の整備

都市計画道路のうち、明治通り（環状4号線）、四ツ目通り（放射32号線）、鐘ヶ淵通り・ゆりのき橋通り（補助120号線）、言問通り（補助114号線）、区画街路6、7、10、11、12号線、歩行者専用道1号線の整備を進めます。また、無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月施行）、東京都無電柱化推進条例（平成29年9月施行）を踏まえ、墨田区では平成29（2017）年に「墨田区無電柱化基本方針」を策定。区内の無電柱化を推進します。

(2) 道路と鉄道の立体交差化等の推進

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業を推進し、桜橋通り（区画街路第10号線）にあるボトルネック踏切（伊勢崎線第2号踏切）を除却し、既存立体交差道路である言問通り（補助114号線）の拡幅及び（仮称）南北通り（歩行者専用道路第1号線）の新設を行うことで、地域内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図っていきます。鐘ヶ淵駅付近については、「踏切対策基本方針」（東京都）における重点踏切の指定等を踏まえ、立体交差化の早期実現化をめざします。また、地下鉄8・11号線延伸について、地下鉄8・11号線促進連絡協議会としても、第一段階として、地下鉄8号線（豊洲～住吉）の早期実現を推進することとしています。

(3) 内部河川の整備

東京都の河川整備にあわせて、低水路護岸上及び耐震護岸上の遊歩道整備に取り組み、周辺市街地との連続性・一体性を図るとともに、にぎわい及びうるおいを与える親水性を高める空間の創出に取り組んでいきます。

4 区全体での取り組み

(1) 水害対策

区全域の水害対策を講じていく上で、リスクの状況から緊急性の高いエリアや都市基盤整備等実施しているエリアなどから治水処理の強化等を随時行っていきます。また、防災拠点となる公共施設の改善とともに、民間の施設とも協力しながら、緊急時の避難場所の確保や適切な維持管理を推進し、総合的な防災対策の強化を図ります。

(2) 中高層建築物の安全対策

経年化が進む中高層建築物の修繕や建替えなど、適正な維持管理、更新を促進するとともに、耐震性の向上や防火対策の強化など、地域の安全性向上に資するよう機能更新等を促進します。

(3) 空き家対策

老朽化の進行する空き家の適正管理や撤去等について、所有者等への支援・指導を通じて防災や環境面での対策を進めます。

また、空き家の利活用に際しては、住宅はもとより、商業その他の区内活性化に資する利活用の促進を図るとともに、そのための相談体制等の構築を進めます。